

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	転廃業助成金等に係る課税の特例(国税)(法人税:義)	
2	租税特別措置等の内容	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(合特法)に規定する合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に伴い、市町村が一般廃棄物処理業者等に交付する交付金のうち、転廃業助成金及び減価補填金の金額の全部又は一部を損金の額に算入する。	
3	担当部局	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成元年度創設	
6	適用期間	恒久(平成元年度より)	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資すること。 《政策目的の根拠》 合特法第6条、第7条、第8条、第9条
		② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 下水道への転換が完了する直前まで、規模を縮小しつつも、し尿の適正な処理を継続して行う。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 汚水処理人口普及率 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により下水道への転換が完了する直前まで、し尿の適正な処理が継続して行われることで、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持し、廃棄物の適正な処理することに資する。
8	有効性等	① 適用数等	平成 23 年度 4 事業者 平成 24 年度 0 事業者 平成 25 年度 4 事業者 平成 26 年度 1 事業者 (平成 27 年租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査より)

	② 減収額	(百万円)															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧縮記帳額</td> <td>45.50</td> <td>0</td> <td>47.90</td> <td>16.00</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>8.65</td> <td>0</td> <td>9.10</td> <td>3.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 27 年租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査より) (減収額算出根拠) (減収額) = (圧縮記帳額) × (法人税率) ※適用者の大多数が中小企業のため、軽減税率(19%)で減収額を推計している。</p>		H23	H24	H25	H26	圧縮記帳額	45.50	0	47.90	16.00	減収額	8.65	0	9.10	3.04
	H23	H24	H25	H26													
圧縮記帳額	45.50	0	47.90	16.00													
減収額	8.65	0	9.10	3.04													
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度) 平成 23 年度から平成 26 年度の間、32 市町で合理化事業計画を策定し、汚水処理人口普及率は平成 26 年度末において全国平均で 89.5%(うち下水道は 77.6%)と順調に伸びてきているが、適正なし尿処理のため、市町村が実施する他の支援策と併せ、「転廃業助成金等に係る課税の特例」の継続が不可欠な状況。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 26 年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>汚水処理人口普及率</th> <th>下水道普及率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>87.6%</td> <td>75.8%</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>88.1%</td> <td>76.3%</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>88.9%</td> <td>77.0%</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>89.5%</td> <td>77.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(環境省・国交省・農水省合同汚水処理人口普及状況調査より)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。</p>		汚水処理人口普及率	下水道普及率	平成 23 年度	87.6%	75.8%	平成 24 年度	88.1%	76.3%	平成 25 年度	88.9%	77.0%	平成 26 年度	89.5%	77.6%
		汚水処理人口普及率	下水道普及率														
平成 23 年度	87.6%	75.8%															
平成 24 年度	88.1%	76.3%															
平成 25 年度	88.9%	77.0%															
平成 26 年度	89.5%	77.6%															
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、転廃業助成金等の交付による効果を阻害しないようにするものであり、妥当である。															
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—															
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—															
10 有識者の見解		—															
11 評価結果の反映の方向性		し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならないため、今後も本特例措置を継続していく必要がある。															

12 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—
-----------------------	---